

平成 年 月 日

保護者 様

県立小出特別支援学校  
校長 高橋 淳

### 出席停止について（通知）

このことについては、お子さんの病気が学校保健安全法第 19 条に基づき、他の児童生徒に感染する恐れのある間は登校できないことになっております。

なお、該当の病気は○印で囲んであります。

#### 1 出席停止とその期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条による）

(1) インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては、3 日）を経過するまで
(2) 百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
(3) 麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
(4) 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
(5) 風疹	発疹が消失するまで
(6) 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
(7) 咽頭結膜熱	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
(8) 結核	感染のおそれがないと認めるまで
(9) 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（	）

} 感染のおそれがないと認められるまで

- 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医に相談の上、登校させてください。
- 出席停止期間中は、欠席扱いになりません。
- 登校するとき、必ず下記の登校許可証明書を学校へ提出してください。

.....切取らないでください.....  
県立小出特別支援学校長 様

### 登校許可証明書

部 年 組 氏名

※ここより下は医療機関で記入してもらってください。

病名（ ） 診断年月日：平成 年 月 日  
上記の疾病は治癒しましたので、 月 日 から登校してよいことを証明します。

平成 年 月 日 医療機関名・医師名